

特殊車両取締！！

大型車通行の際の確認を徹底しましょう

11月12日(火)に国道47号 舟形町長尾トンネル駐車帯において、新庄警察署の協力の下、山形運輸支局と合同で特殊車両の取締を行いました。
なお併せて、総務省(不法無線)、山形県(不正軽油)の取締も行われました。



重量を量るマットスケール



重量のほか、車体の長さ、幅、高さを計測



車検証・通行許可書の確認も行います

特殊車両取締とは

一定の大きさや重さを超える車を通行させる時は、道路管理者の許可を受けるように道路法で定められています。

規定外の車両が走行してしまうと、道路や橋等を損傷したり、重大事故に繋がる恐れもあるため、定期的に指導取締を実施しています。

特殊車両の例

フルトレーラ



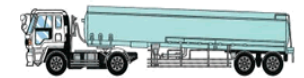
バン型セミトレーラ



重量物運搬用セミトレーラ



タンク型セミトレーラ



ポルトトレーラ



トラック・クレーン



** 取締結果 **

調査台数：5台

違反車両：3台

違反内容：高さ違反、経路違反、期限切れ無許可

※違反車両には行政指導の一環として警告書を発行しました。

大きな車、重量のある車を使用している皆様へ

道路はみんなの財産です。最近は、車も運搬される貨物も大型になり重大事故多発などの問題が発生しています。道路を正しく、安全に使用して頂きたいと思えます。

今後も特殊車両取締へのご理解ご協力をよろしくお願い致します。



(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所

〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2

TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>